

広島県告示第百二十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
牛田新町三丁目四地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
広島市東区		牛田新町三丁目						七八番一		標柱一号、二号、三号、四号、五号、六号、七号、八号、九号、一〇号、十一号、一三号、一四号、一五号、一六号及び一七号	
						二二〇番八				標柱二号	